

議案第67号

関市児童館及びこども館条例の制定について

関市児童館及びこども館条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年11月30日提出

関市長 山下清司

提案理由

児童館及びこども館を設置するため、この条例を定めようとする。

関市児童館及びこども館条例

(設置)

第1条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設及びこれに準ずる施設として、本市に児童館及びこども館（以下「児童館等」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館等の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 区分 | 名称 | 位置 |
|------|-----------|-----------------|
| 児童館 | 関市むげがわ児童館 | 関市武芸川町谷口1032番地1 |
| こども館 | 関市安桜こども館 | 関市千年町2丁目18番地1 |

(休館日)

第3条 児童館等の休館日は、次の各号に掲げる児童館等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 児童館 次のいずれかに該当する日

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）（当該休日が月曜日である場合はその翌日）

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日

(2) こども館 次のいずれかに該当する日

ア 火曜日（当該火曜日が休日である場合を除く。）

イ 休日の翌日（当該休日の翌日が土曜日、日曜日又は休日である場合を除く。）

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日とすることができる。

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に児童館等の管理を行わせる場合において、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を受け

て、第1項の休館日を変更し、又は臨時に休館日とすることができる。

(使用時間)

第4条 児童館等の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、特に必要と認めるときは、前項の使用時間を変更することができる。

3 指定管理者に児童館等の管理を行わせる場合において、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、第1項の使用時間を変更することができる。

(使用者)

第5条 児童館等を使用することができる者は、次のとおりとする。ただし、小学校就学の始期に達するまでの者が使用する場合は、その保護者が同伴しなければならない。

(1) 次のア又はイに掲げる児童館等の区分に応じ、当該ア又はイに定める者

ア 児童館 18歳未満の者

イ こども館 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に適当と認めた者

(使用の許可)

第6条 児童館等を使用しようとする者は、市長（指定管理者に児童館等の管理を行わせる場合は、指定管理者。以下この条、次条、第9条第1項及び第12条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、児童館等の管理上必要な条件（以下「使用許可条件」という。）を付けることができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童館等の使用を許可しないことができる。

(1) 前条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力

団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。

(3) 申請者が児童館等又はその設備、備品等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(4) 児童館等の管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、児童館等を使用させることが適当でないと認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 第6条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用の許可を受けた目的以外の目的に児童館等を使用し、又は児童館等の使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童館等の使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 使用者が使用許可条件に違反したとき。

(3) 使用者が第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(4) 使用者が偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定による許可の取消し等により使用者が損害を受けることがあっても、市（指定管理者に児童館等の管理を行わせる場合は、指定管理者）はその責めを負わない。

(使用料)

第10条 児童館等の使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、児童館等の使用を終了したとき又は第9条第1項の規定により児童館等の使用を中止されたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(遵守義務)

第12条 児童館等を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項

を遵守しなければならない。

- (1) 児童館等又はその設備、備品等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 許可を受けずに物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告物等を配布しないこと。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

2 市長は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為を止めることを指示し、これに従わないときは、児童館等からの退去を命ずることができる。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、児童館等又はその設備、備品等を損傷し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害の一部又は全部を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理等)

第14条 市長は、児童館等の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者に児童館等の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者の指定の手續等については、関市公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例（平成17年関市条例第17号）の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 児童館等の維持管理に関する業務
- (2) 児童館等の使用の許可及び制限に関する業務
- (3) 児童館等の運営に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、児童館等の管理を行わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 市長は、この条例の施行の日前においても、児童館等に係る指定管理者の指定その他の準備行為をすることができる。

(関市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 関市公の施設の設置及び管理に関する条例（平成16年関市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表第1その1の表」を「別表第1の1の項から3の項まで」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第4条関係）

| 名称 | 位置 | 種類 |
|--------------------|---------------|---|
| 1 関市板取林業労働安全推進センター | 関市板取4136番地1 | 林業者等の安全活動、衛生管理及び健康増進を図るための施設 |
| 2 関市上之保ふるさと会館 | 関市上之保14847番地1 | 農業及び農村の活性化を図り、特産品の開発研究、生産加工研修及び生活改善の場として多目的に活用するための施設 |
| 3 関市武儀基幹集落センター | 関市中之保5685番地 | 農林業その他の産業の経営及び住民の生活改善、社会教育、趣味等の活動をするための拠点的な総合施設 |
| 4 関市板取りサイク | 関市板取1631番 | 自然環境の保全及び生 |

| | | |
|-------|-------|----------------|
| ルセンター | 地 3 3 | 活環境の改善を図るための施設 |
|-------|-------|----------------|